

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年1月21日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて ◆

年金経理から業務経理への繰入れの特例等に関する信託協会等から厚生労働省宛確認中の事項につきまして、一部回答がありましたので、主な内容についてご連絡いたします。

なお、当該回答は平成22年1月5日及び6日付でパブリックコメント募集手続きの行われている法令改正案に関連した通知改正に係るものとなっております。当該法令改正案につきましては、中央三井アセットの年金情報（平成22年1月6日及び7日付）を併せてご参照ください。

回答の具体的な内容を別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



| No. | 確認内容   | 確認結果  |
|-----|--|---|
| 1   | <p><b>&lt;繰入れ特例措置の要件について&gt;</b><br/> 今般の繰入れの特例を適用するためには、「平成24年4月以降に、財政運営基準に基づき、掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うこと」を予め代議員会で議決する必要があることとなっているが、当該議決を行う主旨としては、財政運営基準に基づき財政運営を適正に実施していることを確認するものという理解でよいか。そうであれば、「繰入れの承認申請時点において、(財政弾力化措置等を含めた) 財政運営基準に基づき財政運営を適正に実施していること」を議決内容(繰入れの要件)としてはどうか。</p> | <p>国の記録との突き合わせが、基金の年金給付が確実に行われるために必要不可欠であることから、将来にわたり基金財政の健全な運営が可能と認められる場合に限り、年金経理から繰入れた額を当該経費に当てることを可能とするものであることから、運用環境等の悪化から掛金適用猶予等の弾力化措置を実施している現時点で健全な財政運営を行っているとは認められない場合であっても、弾力化措置期間終了後に適正な掛金手当てを行うという基金の意思決定をもって、基金財政の健全な運営が可能と認められると判断する。</p> <p>本来、年金経理からの繰入れは、年金経理において剰余がある場合に認められるものであるため、健全な財政運営を行う上で必要な掛金の手当てを行っていない場合に、特例であっても、将来適正な掛金手当てを行うという基金の意思決定もなく、認められるものではありません。</p> |
| 2   | <p><b>&lt;財政弾力化措置を適用している基金の取扱い&gt;</b><br/> 財政弾力化措置を適用して掛金引上げ猶予又は下方回廊方式を適用している場合も、平成24年4月以降、財政運営基準に基づき必要に応じて適正な掛金引上げを行う旨を代議員会で議決すれば、今回の繰入れ特例を適用することができるという理解でよいか。</p>  | <p>左記の理解のとおり。</p>   |
| 3   | <p><b>&lt;年金数理人の確認の有無&gt;</b><br/> 今般の繰入れの特例を適用する場合に、年金数理人の確認は必要か。</p>   | <p>基金の積立状況に照らして、繰入れ額が適正かを判断する必要があるため、年金数理人の確認は必要です。</p>   |
| 4   | <p><b>&lt;繰入れ特例措置の承認期限について&gt;</b><br/> 今般の繰入れの特例を適用する場合の承認申請期限を確認したい。</p>   | <p>3月末を提出期限とします。</p>  |
| 5   | <p><b>&lt;施行日について&gt;</b><br/> 平成21年度中に厚生年金基金規則の一部改正が公布された場合、新勘定科目「機械処理経費等」はいつから適用されることになるのか。<br/> また、当該勘定科目が平成22年度から適用される場合、平成23年3月末財政決算から当該改正による様式変更が適用されるという認識でよいか。</p>   | <p>「機械処理経費等」の勘定科目の追加については、平成22年度からの適用とします。<br/> また、様式変更の適用については、左記の認識とおり。</p>   |
| 6   | <p><b>&lt;繰入れの特例の対象となる業務&gt;</b><br/> 今般の年金経理から業務経理への繰り入れに係る特例の対象となっている業務のうち、委託可能なものを自ら行っている場合は、当該業務に要する経費を年金経理の機械処理経費等に含めてもよいか。</p>   | <p>よい。</p>  |



| No. | 確認内容  | 確認結果   |
|-----|---|--|
| 7   | <p><b>&lt;予算の取扱い&gt;</b><br/>           新勘定科目「機械処理経費等」について平成22年度予算編成通知も改正されるという理解でよいか。また、上記改正が行われない場合、平成22年度に当該費用が発生する場合の平成22年度の予算書作成方法はどのようになるか。</p>   | <p>平成22年度予算編成通知は改正しません。ただし、I型基金が年金経理の「機械処理経費等」で支出する場合は、平成22年度の予算編成通知に関わらず、平成22年度予算書に勘定科目「機械処理経費等」を設けることが必要となります。</p> <p>なお、予算代議員会が今回の通知改正前に行われる場合は、次の1又は2のいずれかの取扱いとすることが必要となります。</p> <p>1.通知改正を前提とした予算書を作成し、予算代議員会で議決する(併せて、通知の内容がパブリックコメント募集手続き時から変更になった場合は、必要に応じて予算変更を行うことについても議決しておく)。</p> <p>2.通知改正を前提としない予算書を作成の上、次の事項を併せて予算代議員会で議決し、通知改正後に改正内容を反映した変更後の予算書を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知改正後に当該額を年金経理から「機械処理経費等」として支出する予算変更を行うこと。</li> <li>・ 予算変更については理事長先決で行うこと。</li> <li>・ その結果については決算代議員会で報告すること。</li> </ul> |
| 8   | <p><b>&lt;現行のルールにおける繰入れの取扱い&gt;</b><br/>           今般の通知改正により、当該経費を年金経理から支出する方法が可能となるが、当該経費の年金経理から業務経理への繰入れについても引続き認められるという理解でよいか(併用する場合も含む)。また、当該繰入れが引続き認められる場合、年金経理から業務経理へ繰入れる場合は、財政運営基準に基づき繰入れの限度額が設定されるのに対し、年金経理から支出する場合は繰入れの限度額が設定されない。そのため、年金経理からの支出と平仄を合わせ、当該繰入れについても限度額を設けない取扱いとしてはどうか。</p> | <p>当該経費の年金経理から業務経理への繰入れは引続き可能です。ただし、年金経理からの支出との平仄は合わせません。</p>  |

以上

